

市長選挙 小竹篤氏が初当選



略歴

昭和30年生まれ(69歳)
 平成23年4月～
 鳥羽小学校校長
 平成26年4月～
 鳥羽東中学校校長
 平成29年7月～
 令和6年12月
 鳥羽市教育長

投票率は68.36%

任期満了に伴い4月13日に行われた鳥羽市長選挙は、新人の小竹篤氏と新人の山本哲也氏と現職の中村欣一郎氏が立候補しました。翌日の4月14日に行われた開票の結果、小竹氏が4,169票を得て初当選をされました。

当選	小竹あつし	4,169票
	山本てつや	2,884票
	中村きんいちろう	2,459票
開票総数		9,574票
有効票		9,512票
無効票		62票

また、同日には、選挙結果を受けて当選証書付与式が行われ、市選挙管理委員会の勢力吉男委員長から小竹氏に当選証書が付与されました。任期は4月21日から令和11年4月20日までです。

小竹市長が初登庁

4月21日、小竹市長は市職員の出迎えを受けて初登庁をし、続いて市役所西庁舎で就任のあいさつをしました。

小竹市長はあいさつの中で「鳥羽市に革新のスイッチを入れることが私の使命だと思つている。まずは、変革が実現できるという実感を市民のみなさんに持っていただけるよう取り組んでいく。そして、鳥羽駅周辺エリアの課題解決や



子育て世代をメインとしたインクルーシブな居場所づくりにより、住み続けたい鳥羽市にしたい」と市政について熱意を語りました。

また、職員に対し、モチベーションを上げて業務にあたることを求めたいと述べ、「挨拶と笑顔を大切にし、職員にも自己変革をしてもらいたい。そして、オープン&スピーディーをモットーにすることで、住民起

点の行政を進めることができると、広い視野を持ち柔軟に対応する姿勢を強く求めました。



Vol.237

市民課人権・市民交流係
 TEL 25-1126

人権擁護委員って？

人権擁護委員とは、人権擁護委員会に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間のかたがたのことです。

昭和22年5月3日に施行された日本国憲法の中で、基本的人権の保障が基本原理の一つとして掲げられています。基本的人権の保障のため、昭和23年2月15日に法務庁設置法が施行され、その際に人権擁護の事務を担当する国家機関として、法務庁内に人権擁護局が設置されました。

人権擁護委員制度は、昭和23年7月17日に公布・施行された人権擁護委員令により、法務総裁の補助機関として誕生しました。昭和24年6月1日には、人権擁護委員の数を増やし、機構などの整備・充実を行うため、人権擁護委員令の

廃止とともに人権擁護委員法が施行されました。これにより、人権擁護委員の定数が拡充されるとともに、人権擁護委員が独立して人権侵犯事件の調査や救済のための適切な処置をとれるようになりました。こうして、現在の人権擁護委員制度が確立したのです。

人権擁護委員法が施行された日にちなみ、6月1日が「人権擁護委員の日」と定められています。

人権擁護委員の人数ですが、発足当時である昭和23年12月末日現在では67人、昭和24年5月末日現在では92人とどまっています。また、当時の人権擁護委員はほとんどが弁護士でした。現在は全国で約1万4000人が人権擁護委員に委嘱され、元教員のかたや社会福祉関係に勤めていたかたなど、さまざまな経歴を持つたかたが人権擁護委員として活動しています。

現在鳥羽市では、人権擁護委員7人が人権啓発活動を行っています。毎月1回無料で人権相談を開設しており、秘密は厳守されます。相談されたいかたは、市民課人権・市民交流係まで連絡してください。